

山口市分別収集計画

【平成20年度～平成24年度】

山 口 市

山口市分別収集計画

平成19年6月

1 計画策定の意義

本市においては、1人1日当たりの排出量が全国平均と比べて約2割も多い状況にあり、可燃ごみの焼却能力の上限に近づきつつあることや、一部の最終処分場では埋立容量が残り少なくなりつつあるなど、将来の清潔で快適な生活に影響を与える状況が生じています。

本計画はこのような状況の中、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という。）第8条に基づいて、容器包装廃棄物の発生量や収集量の見込みとともに、分別収集の具体的推進策を示したものです。

本計画の推進により、容器包装廃棄物の分別・リサイクルを進め、資源を循環させる資源循環型社会の実現を目指します。

2 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向は、次のとおりとします。

- (1) 市民、事業者及び行政が、主体的かつ協働した取り組みを進めることにより、容器包装廃棄物の削減と分別・リサイクルに取り組みます。
- (2) 発生抑制、循環的利用、適正処分という優先順位に基づいた取り組みを進め、持続的発展が可能な循環型社会を目指します。
- (3) 収集、運搬及び選別処理等に当たっては、経済性や環境への負荷低減等を総合的に精査・検討し、容器包装廃棄物の分別収集を推進します。

3 計画期間

本計画の計画期間は、平成20年4月を始期とする5年間（平成20年度～平成24年度）とし、3年ごとに改定します。

4 対象品目

容器包装廃棄物の分別収集の区分については、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他色）、飲料用紙製容器、段ボール、その他の紙製容器包装、ペットボトル、その他のプラスチック製容器包装の10品目とします。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）

(単位:t)

項目 \ 年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
容器包装廃棄物	14,095	14,092	14,088	14,085	14,081

各年度における容器包装廃棄物の種類別の排出量の見込み

(単位:t)

区分 \ 年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
缶	スチール缶	559	559	559	559
	アルミ缶	559	559	559	559
	小計	1,118	1,118	1,118	1,118
びん	無色びん	1,678	1,678	1,677	1,677
	茶色びん	1,398	1,398	1,398	1,397
	その他びん	503	503	503	503
	小計	3,579	3,579	3,578	3,577
紙製 容器包装	飲料用紙パック	336	336	335	335
	段ボール	1,678	1,678	1,677	1,677
	その他紙製容器包装	2,237	2,237	2,236	2,236
	小計	4,251	4,251	4,248	4,248
プラ スチック 製 容器包装	ペットボトル	671	671	671	671
	その他プラスチック製 容器包装	4,476	4,473	4,473	4,471
	小計	5,147	5,144	5,144	5,142
計	14,095	14,092	14,088	14,085	14,081

6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項（法第8条第2項第2号）

容器包装廃棄物の排出の抑制のため、以下の方策を実施します。なお、実施にあたっては市民、事業者、行政の三者がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図ります。

情報提供の充実

- ・ごみ減量・資源化に関する市民の自主的な取り組みを促すため、情報提供の充実を図ります。そのため、ごみの分別ルールだけでなく、市全体のごみ処理に関する情報などについても、広報紙やホームページのほかあらゆる媒体を活用して積極的に情報提供を行います。
- ・ごみの分別方法やリサイクルに関することなど、市民からの疑問にすばやく対応するための体制を整備します。

啓発活動の推進

- ・市民のごみ減量とリサイクルに対する関心を高め、具体的な行動への誘導を図るための働きかけとして、市民が参加して楽しく学べる啓発イベント（やまぐちエコパークまつりなど）の定期的な開催や、市の職員が地域や事業所などに出向いて分別説明会等を実施します。

環境教育・環境学習の充実

- ・市民が、様々な視点から、ごみ減量や資源化などの環境に対する理解を深める機会を提供するため、リサイクルプラザでの環境学習等の充実やごみ処理施設の見学機会の拡大等を行います。そのため、リサイクル推進をはじめとした環境分野への取り組みを行う「やまぐちエコ倶楽部」等のボランティア団体に対する支援と連携の充実を図ります。
- ・将来を担う子どもたちの環境意識を高めるため、小学校4年生を対象に実施している環境教育の充実を図ります。

市民の自主的取組の促進・支援

- ・市民による自主的な取り組みを促進するため、マイバッグ利用などの家庭における取り組みに関する情報提供や啓発の充実を図ります。
- ・市民個々の取り組みのほか、地域コミュニティ団体や環境分野に取り組むボランティア団体の活動は、市民相互の連携により大きな力を発揮することから、資源物の集団回収に対して奨励金の交付を行うつくし推進事業の継続などにより、これら団体の育成・支援を行います。

事業者の自主的取組の促進・支援

- ・ 事業所による自主的な取り組みを促進するため、ごみ減量等に関する取り組み事例や民間資源化ルートなどを掲載した事業系ごみに関するパンフレットの作成・配布等により、情報提供と指導の充実を図ります。
- ・ 小売店が実施する店頭での資源物回収のほか、簡易包装やレジ袋削減などの取り組みについて啓発を行います。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

容器包装廃棄物の収集に係る区分は、下表右欄のとおりとします。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分
主として鋼製の容器	スチール缶
主としてアルミ製の容器	アルミ缶
主としてガラス製の容器 ・無色のガラス製容器 ・茶色のガラス製容器 ・その他のガラス製容器	無色びん 茶色びん その他びん
主として紙製の容器であって飲料を充てんするための容器（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く）	紙パック
主として段ボール製の容器包装	段ボール
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの（紙パック、段ボールを除く。）	紙製容器包装
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料又はしょうゆを充てんするためのもの	ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって、上記以外のもの	プラスチック製容器包装

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（法第8条第2項第4号）

(単位:t)

	平成20年度		平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度	
スチール缶	287		295		304		312		323	
アルミ缶	278		284		292		298		306	
無色びん	703		724		746		767		795	
	(引渡量)	(独自処理量)								
	703		724		746		767		795	
茶色びん	738		759		782		804		833	
	(引渡量)	(独自処理量)								
	738		759		782		804		833	
その他びん	253		260		268		275		285	
	(引渡量)	(独自処理量)								
	253		260		268		275		285	
飲料用紙パック	35		36		37		38		38	
段ボール	1,300		1,324		1,361		1,382		1,411	
紙製容器包装	252		260		268		275		286	
	(引渡量)	(独自処理量)								
	252		260		268		275		286	
ペットボトル	350		361		372		382		397	
	(引渡量)	(独自処理量)								
	350		361		372		382		397	
プラスチック製容器包装	1,254		1,292		1,331		1,369		1,421	
	(引渡量)	(独自処理量)								
	1,216 38		1,253 39		1,291 40		1,328 41		1,378 43	
(うち白色トレイ)										
	(引渡量)	(独自処理量)								
計	5,450		5,595		5,761		5,902		6,095	

- 9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び法第2条第6項に規定する主務省令で定める物(以下「特定分別基準適合物等」という。)の量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物等の量の見込みは、実績をもとに次のとおり算定した。

$$\left(\begin{array}{l} \text{特定分別基準} \\ \text{適合物等の量} \\ \text{の見込み} \end{array} \right) = \left(\begin{array}{l} \text{1人1日} \\ \text{当たり} \\ \text{排出量} \end{array} \right) \times \left(\begin{array}{l} \text{家庭系ごみ} \\ \text{に占める資} \\ \text{源物の割合} \end{array} \right) \times \text{人口}$$

$$\text{1人1日当たり排出量} = (\text{家庭から排出される可燃、不燃、資源物} + \text{集団回収量}) \div \text{人口}$$

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

分別収集は、現行の収集体制を活用して行います。

なお、缶、びん（茶色）、紙パック、段ボールについては、市民団体や子ども会による集団収集が定着していることから、引き続きこれらの団体が集団回収を実施することとします。

容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管段階
スチール缶 アルミ缶	缶	直営又は委託	直営
		集団回収	民間業者
無色びん	無色びん	直営又は委託	直営
茶色びん	茶色びん	直営又は委託	直営
		集団回収	民間業者
その他びん	その他びん	直営又は委託	直営
飲料用 紙パック	紙パック	直営又は委託	直営
		集団回収	民間業者
段ボール	段ボール	直営又は委託	民間業者
		集団回収	民間業者
その他紙製 容器包装	紙製容器包装	直営又は委託	直営
ペットボトル	ペットボトル	直営又は委託	直営
その他プラスチック 製容器包装	プラスチック 製容器包装	直営又は委託	直営

1.1 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

現在、整備している施設により、分別収集及び中間処理を行います。

なお、段ボールは民間業者の施設に搬入し、直接資源化します。

容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分	収集容器	収集車	中間処理
スチール缶 アルミ缶	缶	プラスチックコンテナ	パッカー車 平ボディー車	リサイクルプラザ 清掃センター
無色びん	無色びん	プラスチックコンテナ	パッカー車 平ボディー車	リサイクルプラザ 清掃センター 小郡ストックヤード
茶色びん	茶色びん	プラスチックコンテナ	パッカー車 平ボディー車	リサイクルプラザ 清掃センター 小郡ストックヤード
その他のびん	その他びん	プラスチックコンテナ	パッカー車 平ボディー車	リサイクルプラザ
紙パック	紙パック	紙ひもで結束、プラスチックコンテナ	パッカー車 平ボディー車	リサイクルプラザ
段ボール	段ボール	紙ひもで結束	パッカー車 平ボディー車	民間業者
その他紙製 容器包装	紙製容器包装	紙ひもで結束	パッカー車 平ボディー車	リサイクルプラザ
ペットボトル	ペットボトル	プラスチックコンテナ	パッカー車 平ボディー車	リサイクルプラザ 清掃センター 小郡ストックヤード
その他 プラスチック製 容器包装	プラスチック製 容器包装	透明袋	パッカー車 平ボディー車	リサイクルプラザ 清掃センター

12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項（法第8条第2項第7号）

資源集団回収の促進・支援

自治会や子ども会等が行う集団回収を促進するため、奨励金の交付（つくし推進事業）などによるこれら団体の育成支援を継続して行います。

資源物ステーション（資源物拠点回収施設）の増設

市民がごみ分別・リサイクルをしやすい仕組みづくりとして、資源物を市民が各自の都合に合わせて直接持ち込むことができる資源物拠点回収施設の整備を進めます。

本市では容器包装廃棄物のほかに、新聞、雑誌、金属を分別収集します。